

告 示

埼玉県告示第三百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画道路事業三・四・三十五号 所沢駅ふれあい通り線

三 事業施行期間

令和四年四月十二日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県所沢市大字久米字下原、字清水窪地内

ロ 使用の部分

埼玉県所沢市大字久米字下原地内